

政府間協議が継続中等の理由による水産流通適正化法第 31 条に基づく 輸入時に必要な適法採捕証明書に代わる書類の運用について

1. 趣旨

本運用は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号。以下「法」という。）の施行日以降において、日本と関係各国又は地域との間の政府間協議が継続中であること等により適法採捕証明書（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 39 号。以下「省令」という。）第 49 条第 1 項に規定する旗国の政府機関により発行された証明書をいう。以下同じ。）が発行されない場合における輸入の際に必要な書類について、所要の手続き等を示すことを目的とする。

2. 政府間協議が継続中等の場合における適法採捕証明書に代わる書類

法の施行日以降において、次に掲げる事由のため、適法採捕証明書について様式が確定していないことにより、輸入しようとする特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）に係る適法採捕証明書が発行されない場合は、当分の間、省令第 49 条第 5 項に規定する「書類を添付することができないことにつき農林水産大臣においてやむを得ない事由があると認めるとき」に該当することとする。この場合において、同項に規定する「当該書類に相当する書類であって農林水産大臣が適当と認めるもの」とは、特定第二種水産動植物等を輸入しようとする者が「適法採捕証明書に代わる宣誓書」（別紙様式）に必要な事項を記入した後、水産庁担当者がその内容を確認し署名したもの（以下「水産庁の確認を経た宣誓書」という。）とする。

① 日本と関係各国又は地域との間の政府間協議が継続中である場合

② 関係各国又は地域から政府間協議の申入れがある場合であって、当該申入れのあった国又は地域において当該国又は地域の法令等により水産資源の適切な保存及び管理のための措置が講じられていることが外形的に確認されるものの、当該国又は地域に関する国際的な情勢を踏まえた日本の外交的立場を鑑みて、当該国又は地域との間の政府間協議を開始することが極めて困難と認められる場合
なお、上記国又は地域については、水産庁が別に公表する。

3. 水産庁への確認申請手続き

（1）本運用に基づいて特定第二種水産動植物等を輸入しようとする者は、「適法採捕証明書に代わる宣誓書」（別紙様式）に必要な事項の記入を行い、（2）の各号に掲げる書類を

添付した上で、水産庁に対し、4の確認申請方法に従って「適法採捕証明書に代わる宣誓書」の記載事項について確認申請を行うものとする。

(2) (1) の「適法採捕証明書に代わる宣誓書」の記載事項についての確認申請に当たっては、当該記載事項を確認するために必要な次の書類を添付するものとする。

- ① 輸入しようとする特定第二種水産動植物等に係る輸入時のインボイスの写し
- ② 輸入しようとする特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物。以下本号において同じ。）の採捕漁船の旗国を確認できるものとして、i 又は ii のうちいずれかの書類
 - i 当該特定第二種水産動植物等の採捕漁船の旗国が明記されている政府その他これに準ずるものの作成に係る証明書
 - ii 当該特定第二種水産動植物等の採捕漁船が記載された取引記録及び漁船管理当局が発行した当該漁船の証明書
- ③ ②のいずれの書類も提出できない場合は、水揚げ地から日本に輸送されるまでの全ての輸送に係る船荷証券又は航空運送状の写し（船荷証券又は航空運送状の発行が日本への輸送直前になるなどして当該書類の写しが添付できない場合は、その旨及び理由を示した文書）
- ④ 特定第二種水産動植物等が旗国以外の第三国で加工された後に輸入される場合は、①及び②又は③に加え、当該第三国における加工の状況に関し、次に掲げる事項について記載した証明書
 - i 当該特定第二種水産動植物等の加工前及び加工後の重量
 - ii 当該特定第二種水産動植物等の原材料である特定第二種水産動植物の種類及び当該特定第二種水産動植物等の名称
- ⑤ 特定第二種水産動植物等が旗国以外の第三国を経由するが加工されずに輸入される場合は、①及び②又は③に加え、当該特定第二種水産動植物等が当該第三国において荷卸し、積替え又は保管以外の措置が講じておらず、かつ、当該第三国の政府機関その他これに準ずるものの管理下に置かれていたことを証する次に掲げるいずれかの書類
 - i 当該特定第二種水産動植物等が当該旗国から輸出されてから当該第三国を通過するまでの一連の輸送経路を記載した書類
 - ii 当該特定第二種水産動植物等に係る情報、荷卸し及び積替えの年月日、船舶名その他の輸送手段に係る情報並びに当該第三国での保管の状況を記載した書類
- ⑥ その他水産庁の担当官が申請の理由及び内容を確認するため追加の資料を必要とする場合にあつては、当該書類（申請理由又は内容を補足するための理由書又は経緯説明書等）

(3) (2) ③の場合のうち、船荷証券又は航空運送状の写しが添付できない場合においては、当該書類を入手の上、貨物通関後2週間以内に提出することとする。

4. 水産庁への確認申請方法

(1) 以下の連絡先を、「適法採捕証明書に代わる宣誓書」の確認申請書類の提出先及び連絡窓口とする。

水産庁漁政部加工流通課水産流通適正化推進室 水産流通適正化制度担当

住所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）（内線 6683）

03-6744-2511（直通）

E-mail: tekiseika_class2@maff.go.jp

- (2) 受付時間は、毎週月曜日から金曜日までの午前 10 時から午後 4 時（正午から午後 1 時までを除く。）までとする（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。）。
- (3) 「適法採捕証明書に代わる宣誓書」の確認申請は、(1) の連絡先に、申請書類を持参し、郵送し、又は電子メールで送信することにより行うものとする。
- (4) 水産庁の確認を経た宣誓書の郵送を希望する場合には、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒を申請書類に同封するものとする。

5. 立入検査等の実施

水産庁の確認を経た宣誓書の運用等の法の施行に必要な限度において、法第 32 条第 1 項の規定に基づき、特定第二種水産動植物等の輸入の事業を行う者若しくはこの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務に関し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又は、これらの者の工場、店舗、事務所、事業所、船舶、車両若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、業務の状況若しくは特定第二種水産動植物等、帳簿、書類その他の物件の検査、若しくは従業者その他の関係者に質問を行う場合がある。

附 則（令和 4 年 11 月 4 日付け 4 水漁第 1005 号）

- (1) 本運用は、法の施行日（令和 4 年 12 月 1 日）から適用する。
- (2) 本運用による取扱いが可能な期間については、次のとおりとする。
 - ① 法施行日直前まで日本との間の政府間協議が継続していた関係各国若しくは地域又は法施行日時点で当該協議が継続中の関係各国若しくは地域について
令和 4 年 11 月 20 日時点で日本との間の政府間協議が継続しその後法施行日前に当該協議が完了した国若しくは地域又は法施行日時点で当該協議が継続中の関係各国若しくは地域については、法施行日前に当該協議が完了した場合は法施行日から、法施行日後に当該協議が完了した場合は当該協議が完了し「適法採捕証明書等が発行できる国・地域」として水産庁が公表した日からは適法採捕証明書の添付が必要となるが、経過期間として、次に掲げる期間は本運用による取扱いも可能とする。
 - i 令和 4 年 11 月 20 日時点で当該協議が継続中で法施行日前に当該協議が完了した場合は、令和 5 年 1 月末日まで
 - ii 法施行日後に当該協議が完了した場合は、当該協議が完了し「適法採捕証明書等が発行できる国・地域」として水産庁が公表した日が属する月の翌々月の末日（例えば、令和 5 年 1 月 15 日に当該協議が完了し公表した場合は、同年 3 月末日）まで
 - iii i 及び ii にかかわらず、当該協議の完了後も、当該協議の相手国又は地域から当該協議の結果に基づく適法採捕証明書の発行がされないことが確認され、その状況を直ちに是正することが困難と認められる場合は、その場合ごとに必要と認められる期間まで
 - ② 法施行日後に日本との間の政府間協議が継続中の取扱いとなった関係各国又は地域について
法施行日後に日本との間の政府間協議が継続中の取扱いとなった関係各国又は

地域についての本運用による取扱いについては、「宣誓書による対応が可能な国・地域」として水産庁が公表した日から本運用による取扱いが可能とする。なお、その後、当該協議が完了した場合の本運用による取扱いが可能な期間については、① ii と同様とする。

③ 法施行日後に 2. ②に掲げる場合に該当することとなった関係各国又は地域について

法施行日後に 2. ②に掲げる場合に該当することとなった関係各国又は地域についての本運用による取扱いについては、「宣誓書による対応が可能な国・地域」として水産庁が公表した日から本運用による取扱いが可能とする。なお、その場合の本運用の取扱いが可能な期間については、当該本運用による取扱い開始後の国際的な情勢等を踏まえて、別途、定めるものとする。

(3) 本運用は、水産流通適正化制度の実施状況及び運用状況を踏まえて、適宜、見直しを行うものとする。

附 則 (令和 8 年 3 月 30 日付け 7 水漁第 1997 号)

- 1 この通知は、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 66 号) の施行の日 (令和 8 年 4 月 1 日) から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式 (以下「旧様式」という。) により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。また、この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(別紙様式)

水産庁確認番号： _____

適法採捕証明書に代わる宣誓書

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者 住所

氏名

(法人にあつてはその所在地、名称及び代表者の氏名)

担当者連絡先 (代理申請含む)

会社名・担当者名

連絡先 (電話番号・E-mail アドレス)

本貨物の輸入に当たり、「政府間協議が継続中等の理由による水産流通適正化法第31条に基づく輸入時に必要な適法採捕証明書に代わる書類の運用について」(令和4年11月4日付け4水漁第1005号水産庁長官通知)2に規定する事由がありますので、必要書類を添付の上、本書類を提出します。

本貨物に含まれる特定第二種水産動植物等の詳細は下記のとおりであり、私は、当該特定第二種水産動植物等(加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物)が適法に採捕されたものであることを確認したことを宣誓します。

記

1 輸入する特定第二種水産動植物等の製品情報

(1) 魚種名：

(2) 商品名：

(3) 重量：

(推定生体重量、推定水揚げ重量又は検証水揚げ重量のいずれかを記入)

(4) HSコード(上6桁)：

(5) インボイスの識別番号：

2 採捕した漁船の旗国(加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物を採捕した漁船の旗国)：

3 旗国以外の国を経由した場合は当該国及び当該国での加工の有無：

水産庁による確認

確認日： 年 月 日

担当官名/役職：

担当官署名： _____